

6- 3
305
VI
292

大学院一般共通注意事項（例文）

大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じてその実施につき報告を求め又は大学設置審議会として調査することがある。

なお

- (一) 博士課程を設ける場合においては、文部大臣に申請の上大学設置審議会において、更めて審査を受けなければならぬ。
- (二) 研究科または専門課程を増設もしくは変更する場合は、大学設置審議会の審査を受けなければならない。

備考

- (1) 修士の種別については、おつて決定する。
- (2) ○○研究科○○専攻は成立しない。
- (3) ○○研究科○○専攻は成立しない。
- (4) ○○研究科○○専攻は成立しない。



春山 204